

日本マッサージ新報

平成25年1月1日（火曜日） 第67号



社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発行

社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

編集人 発行人：時任基清

印刷 (有)大本印刷

点字版 日盲連点字出版部

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2

日本盲人福祉センター内

電話：03-3200-0031

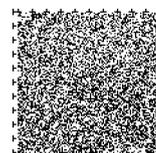
F A X：03-5285-9003

振替口座：00140-7-122100

ホームページアドレス URL：<http://nichimakai.or.jp>

目次

巻頭言 平成25年の新春を寿ぐ 会長 時任基清	2
副会長のご挨拶 「渡邊哲宏・玄場義明・横川純夫」	3～7
本会は今後、こうなります 会長 時任基清	8
日マ会正副会長会、理事会、総会が2月22日に開催	9
鍼灸マッサージ保険の現状について	10
業界関係等ニュース（点字JBニュース等から）	10
〔千葉大会ではあはき協代表者会議、マッサージ等将来研究会ホームページ、第2回あはき等法推進協が四谷で開催、岡山県視障協と県マ会が無免許一掃ビラ配り、「手技による医業類似行為の危害」資料公開、第9回リンパドレナージ協会学術大会開催、推進協第3回会合が東京で〕	
資質向上に関わる情報について	15
〔平成24年度「認定訪問マッサージ講習会」各地域三療研修会開催報告及び予定〕	
署名活動のお願い	17
主務官庁関連情報	18
編集後記	19



巻頭言

平成25年の新春を寿ぐ 会長 時任 基清

あけましておめでとうございます。皆様のご多幸とご健勝をお祈りしています。平成25年は明治146、大正102、昭和88、西歴2013、皇紀2673年に当たるそうです。顧みると明治、大正、昭和、平成の期間は我国の大変動期で、あん摩マッサージ指圧鍼灸（以下、「あはき」という。）業界にとっても

- ①明治政府による漢方医学弾圧（1867年以後）
- ②盲学校職業科目として鍼灸按摩復活（1877年頃）
- ③現代医学との融合（同上）
- ④経絡治療、漢方的鍼灸復活（1935年頃）
- ⑤GHQの鍼灸按摩禁止命令（1946年）と反対大運動
- ⑥あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき等法」という。）、昭和22年法律第217号制定時、あん摩（マッサージを含む）はり、きゅう、柔道整復営業法（以下、法）成立
- ⑦あん摩に指圧を加え、あん摩マッサージ指圧師（以下、「アマ指」という。）に変更（1955年頃）
- ⑧柔道整復師（以下、「柔整」という。）単独法制定（1965年頃）
- ⑨理学療法士・作業療法士法制定と診療報酬点数表上のマッサージ項目消滅（1981年頃）
- ⑩高卒後3年間の「あはき教育」、国家試験、国家免許への改革（1988年）と続けました。

いちいち、詳述するゆとりは無いのですが、以後あはき業は未曾有の危機と言える現状なのです。全鍼師会、日鍼会、日マ会、日盲連、全病理、

学校協会、理教連で構成するあはき等法推進協議会（以下、「推進協」という。）7団体は傍観せず逐一、適切に対応していますが、次々と押し寄せる事態に追いつかない有様です。

本会は公益社団法人移行認定申請（以下「公益認定申請」という。）を昨年10月に漕ぎ着け、今年4月には登記できるものと考えています。従来、事務局は全て日盲連に頼って来たのを2013年以後、年会費3千円から倍額、6千円に変更し、日盲連の人件費負担を解消することを決断しました。本会は内憂外患交々来たる状態ですが、会員一致団結して立ち向かい、業界に重きをなす団体に成長したいものです。

皆様のご協力をお願いして新年のご挨拶と致します。



新年のご挨拶

副会長 渡辺 哲宏

明けましておめでとうございます。謹んで初春のご挨拶を申し上げます。今年も本会へのご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

この程、公益認定申請を完了し、いよいよ4月から公益社団となるのは、まず間違いないでしょう。顧みれば、本会誕生前後、日盲連幹部の努力は偉大でした。視覚障害あま指師の権益養護の為、事務所を日盲センター内に置き、日盲連会長が本会会長を兼務しました。つまり日盲連と本会は親子のような関係でした。事務所の家賃は無しで、光熱費等、出向職員賃金は日盲連負担でした。しかし、今回の公益法人格取得により、人件費及び諸経費は当然、本会が負担しなければなりません。そのようなことから本会会費が従来倍額となることを是非、ご理解戴きたいのです。

執行部としては、あま指師の權益を養護し発展させるには、会員を増やし、関係団体と協力して運動を進めねばならないと考えます。本会の運動の力を強化するには、会員お一人お一人の力を結集し、各方面に働き掛けることが求められます。

会員の支援をお願いし新年の挨拶と致します。

年頭のご挨拶

副会長 玄場 義明

明けましておめでとうございます。皆様には健やかに新春を迎えられ、新たな決意の下に活動しておられることと拝察致します。

昨年、10月24日、内閣府に公益認定申請を提出したとの報に接し、長期間、条件整備に尽くされた、公益法人認定申請検討委員会の皆様に、深く感謝致します。公益認定の可能性が高いとのことですが、法の縛りが厳しい為、公益認定後の運営は困難を伴います。会員が一丸となって、あま指業の權益養護と組織強化に努力することを願っています。

国民生活センターは、昨年8月2日、マッサージ、カイロプラクティック、整体等、施術を受けた人からの相談事例を基に、医業類似行為の問題点をまとめ、報告書を公表しました。それによると、2007年から2012年6月末日までに、手技についての相談が4,330件寄せられ、内、825件は症状を発生した相談であったと発表しています。

事故の内訳を見ると、

▽神経や脊髄の損傷（21.6%）

▽骨折（9.6%）

▽擦過傷・挫傷・打撲（9.5%）

の順に多く、116人が治療に1ヶ月以上を要したといわれます。

同センターでは消費者に、後述のようなアドバイスすると共に、関係団体と行政に改善を要望しています。

明らかに法的資格の無い、カイロ、整体等の被害と判断できる相談が4割以上、国家資格に基づく、あま指・柔整に比して多いと指摘しています。更に、一目で国家資格か否かを判断できないことや、消費者に誤解と過度の期待を与える広告が多いことをも問題視しています。又、有資格者にも健康被害が発生しないよう努めることを求めています。

消費者へのアドバイスでは、「事前の情報収集により自身の症状と希望に合った施術を選択」するよう促した他、「施術は身体に何らかの影響がある」との理解が必要だと述べています。

行政への要望は資格制度が無い施術に、安全性が担保されるような指導を求めた他、消費者に資格のある施術者を容易に見分けられるような対応を講じ、周知・啓発するよう求めています。

11月9日、推進協では国民生活センターに、無資格違法類似業者と国家免許者を峻別・統計するよう申し入れることが決定しました。

岡山県では、マッサージ師会と視覚障害者協会が共同で、これらの報道を資料としてまとめ、11月16日に、無免許・無資格者の徹底取締りを県議会に要望いたしました。これをきっかけとして無資格者一掃に新たな道筋が開かれることを期待しています。

最後に、会員の皆様の絶大なご支援ご協力をお願いするとともに、皆様にとって、この1年が最良の年となるよう心からお祈り致します。

「新生日マ会維新元年」

副会長 横川 純夫

平成25年元旦、明けましておめでとうございます。

4年以前の11月に公益認定申請検討委員会を発足させ、公益認定申請を決意し、平成24年10月24日、内閣府公益認定等委員会に申請手続きが出来ました。第1回の内閣府事務局とのヒヤリングが昨年11月8日15時から持たれ、申請書類の不備箇所や不明確な表現等の訂正確認を経て、概ね

可という印象でおわかりました。この公益申請がお約束をした期間を大幅に超えての結果ではありましたが、申請書類の添削を経て、今期中の認定と登記が見えてまいりました。

この40回を超えての公益認定申請検討委員会の結果は、35年前の創立に遡っての先人のご努力と、あん摩マッサージの歴史の理解から業界の現況にいたるまでを理解することから始まった訳でした。

その結果、まさに過去を生かし、これからの正当な本流の業団体として公益社団を目指し、現在の社会で発展させるべく継承してゆかねばならないと奮起いたしました。そして認定基準達成のための検討と見直しの積みあげにこの4年の歳月を費やす結果になったわけです。

今期末までの認定・登記が完了すれば、来期はまさに「新生日マ会維新元年」ということになるわけです。

そこで、新年の初めにあって、次年度への問題点を皆様と共に確認させて戴きたいと思えます。

1. 全国組織としての体制強化を図ります。その為には先ず、財政基盤の確立が必要で、適切な会費の確定が必要です。
2. 会員相互の連携と資質の向上がなされなければなりません。早急に各委員会の活動を充実させることが必要です。
3. 力強く質の高い公益社団を目指します。会員相互の情報円滑化を図る為には、事務体制の確立・強化が必要です。

一層高いステージに参画できる、社会からの期待に応えるべく早い時点で上記3点の事項を共有すべく勤めなければなりません。

厳しい社会状況の中で、忙しい会務・業界活動に貴重な時間をとられることは自分にとってマイナスと思われがちですが、厳しい時であればこそ、そこに費やす時間が自己を磨き、業界にも貢献し、巡り巡ってわが身に帰ってくると考え、これから三療の世界を目指す多くの人たちが、当会に参画して戴けることを祈念してやみません。

本会は今後、こうなります

会長 時任 基清

いわゆる「法人改革」により、本会の形態は否応無しに新法人形式に改められます。代議員制度については「どのように民主的に選出し得るのか？」と一蹴されてしまいました。今後は総会の重要性が増し、会員の意向を会運営にどう反映させるかが大切になります。

支部を定款上に表示すると、会計を本部が処理し連結決算を行なわねばならないので、支部は任意・独自に活動し、実際には本部と連携して運営することになります。当然会費を支部で徴収し本部へ送金するので、従来と変わらないのですが、あまりに細部に関わると運営が困難になる恐れがあります。

理事数は従来の「18名以上25名以内」から「9名以上12名以内」と変更されますが、新理事は「理事会に出席し意見を述べる」状態だけでなく、実際に、業務を分担執行し、4ヶ月ごとに理事会で報告するか欠席の場合は、理事会宛に報告書の提出が義務付けられます。総務、財政、学術、広報の各委員会を設け、従来の理事は委員会に所属し活動して戴きます。

公益法人は、年間予算の半分以上を公益目的事業に費やさなければなりません（公益目的事業比率は50/100以上）。又、会計の形式は「平成20年基準」という甚だ難しい方式になるので、費用がかかっても税理事務所に委託することになります。

毎年、業務と決算の内容を内閣府公益認定等委員会に報告し、承認を受けることになります。

様変りに実際、執行部は混乱していますが、法を遵守し、本会らしい活動を行なって参ります。今後、役員諸氏の様々な苦勞が思いやられますが、是非、執行部に頑張ってもらいましょう。

この改革は社会的流れ、政治的流れなので止むを得ないのですが、大変な時代になったものだと述懐せられます。

公益法人移行認定申請に向けた現状を報告致しました。今後、折々の情勢を報告する予定です。

**日マ会正副会長会、理事会、総会が
2月22日に開催されます**

この度開催する総会の議案は幾つかありますが、その中でも大きな議案が二つあります。

一つ目は、第1回総会の「第3号議案 役員改選の件」で「公益法人申請認可・登録後の新体制」中の「監事につきましては、現監事の岡元満監事と外部より1名就任してもらう予定であり、現在打診中（時任会長に一任する）です。」とあり、承認を戴きました。しかし、就任者名を明確にした上での承認でなかったため、会員の皆様の再度のご承認が必要なのです。

二つ目は、公益法人移行認定申請に伴う「定款の変更の案」の件です。これは、第1回総会の「第5号議案 定款変更の件」で「文言などの加筆・削除・修正などが発生した場合は、正副会長会に一任」ということで、ご承認を戴きました。その後、内閣府との意見交換の中で、前述にある訂正内容を超えるものが発生し、また、この内容は避けて通れない内容であります。従いまして、会員の皆様の再度の承認をお願いするものです。

重要なことは、全会員が出席（委任を含む）して戴き、各議案を討議し、決議・承認をして戴く事です。

この「日マ新報」に同封の開催通知をよくお読みになり、総会に出席できない方は「委任状」に署名・捺印の上、ご返送をお願い致します。尚、委任状はFAXで送信していただいても結構です。

くれぐれもご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

鍼灸マッサージ保険の現状について

今年は「診療報酬改訂」の年に当たり、既に4月1日付で終了しています。例年であれば引き続き6月1日付で鍼灸マッサージ柔整療養費単価改訂があるのですが、今回は保険者から様々な要求があり、改訂作業は著しく遅れています。

保険者の要求は多種にわたり、厚生労働省に出ている模様であり、詳細が決定次第お知らせいたしますが、当分目が話せない状況です。

業界関係等ニュース（点字JBニュース等から）

※千葉大会ではあはき協代表者会議※

日盲連第65回全国盲人福祉大会千葉大会初日の6月7日に、同連合あはき協（小川幹雄会長）代表者会議が開催され、平成23年度事業報告並びに、決算報告承認。平成24年度事業計画、同予算を決定しました。

マッサージ等将来研究会生涯教育部会が行なう「認定訪問マッサージ師研修」と日マ会・理教連・全病理・日盲連あはき協の「診療報酬点数表上にマッサージ項目復活と点数増要求署名活動」を協議しました。更に、柔整師の保険不正請求是正に関する運動の成果が報告されました。

※マッサージ等将来研究会ホームページ※

マッサージ等将来研究会（代表杉田久雄全鍼師会会長、加盟団体は「全鍼師会・日マ会・日盲連・全病理・学校協会・理教連・日東医」）の広報啓発部会は、昨年開設したホームページで、あん摩マッサージ指圧（以下、「あま指」という。）に関する様々な情報を提供しています。内容は「あま指とは？」「治療を受けるには？」「あま指の効果」「施術者の身分」「施術費」「各団体の研修行事」等。

ホームページアドレスは (<http://www.amsnet.me/>) へは、キーワード「AMS ネットあんしん」でもアクセスできます。尚、日盲連加盟団体、日マ会支部で主催する研修会などのPRを掲載ご希望の向きは日盲連あはき協担当宛にEメール (ahaki@jfb.jp) で、3ヶ月前迄にご連絡を (資料は添付ファイルで)

※第2回あはき等法推進協 (以下、「推進協」という。) が四谷で開催※

推進協 (杉田代表) の第2回会合が平成24年6月21日、東京四谷の全鍼師会会館で開かれ、日盲連あはき協 (小川会長・渡辺副会長・須藤委員)、日マ会 (時任会長・笹原理事) など、加盟団体を代表する委員が出席しました。席上、報告・協議された主な事項は

- ①2年ごとの医療費改定に併せ、6月に行なわれた鍼灸マッサージ療養費改定は、今年、10月以降になりそう
- ②理教連、日盲連、日マ会、全病理で取り組む「診療報酬点数表にマッサージ項目復活と点数増運動」は衆・参両院の厚生労働委員会に各党1名の紹介議員を獲得
- ③民主党政権になって、国民の国会請願件数が激減
- ④社会保障審議会医療保険部会では、柔整、鍼灸マッサージ専門部会を設けることとなりました。等

次回会合は9月20日 (木) 14時から全鍼師会会館で開催予定

※岡山県視障協と県マ会が無免許一掃ビラ配り※

岡山県視覚障害者協会 (片岡美佐子会長) と岡山県マッサージ師会 (玄場義明会長) は8月5日、無免許者無資格者の一掃を図る為のビラ配り行動を合同で行ないました。岡山駅前のビックカメラ横地下道2か所にプラカードを設置し、ポケットティッシュとカラーコピーしたビラを市民に手渡して、マッサージ業を行なうには国家資格が必要なことをアピール。参加人数は視障協の施設長2名、事務局、会員11名、ボランティア2名で、500枚を

配布しました。通行人の中には立ち止まって質問し、あはきの現況に興味を示す人もあり、主催者側では「継続して取り組む必要性を痛感させられました」としています。

※「手技による医業類似行為の危害」資料公開※

独立行政法人国民生活センターは全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O - N E T）に寄せられた相談事例を基に「手技による医業類似行為の危害 整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例も」をまとめ、8月2日付けで公表しました。P I O - N E Tでは、マッサージなどの手技による医業類似行為を受けて危害を被ったという相談が増えています。その中でも整体やカイロプラクティック等の法的資格制度が無いものについては、施術者の技術水準や施術方法等がばらばらであるとの指摘があることから、相談情報を分析し、情報提供することとしました。報告書の概要並びに本文は、同センターホームページに掲載

アドレスは（http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120802_1.html）。

報告書では、具体的な相談事例を紹介するとともに、問題点として

①寄せられた相談の内、少なくとも約4割は「整体」「カイロプラクティック」など法的な資格制度が無い施術でした。

②消費者が施術所に国家資格の有資格者がいるかどうか見分けるのは困難、などを挙げ、施術を受ける場合は事前の情報収集が重要であることや、トラブルが発生した場合は消費生活センターに情報提供して欲しいこと。

等をアドバイスしています。この件に関する連絡先は同センター商品テスト部（電話042-758-3165）。

※第9回リンパドレナージ協会学術大会開催※

日本医療リンパドレナージ協会（後藤治久理事長）の創立10周年記念第9回学術大会が10月7日、東京・霞が関のイイノホールで開かれました。今大会のテーマは

「リンパ浮腫治療先進国の取り組み、日本に於ける診断と治療」。

学会は第1～第4会場に分かれ、海外の専門家、国内の専門家による講演、実技指導が行なわれました。

主催者は、参加者の大部分が看護師であり、マッサージ師等の参加が少ないと心配していました。

大会では、内外の専門家による10周年記念講演

「日・独・米における複合的理学療法への取り組みと成果」

と特別講演「病期に応じたMLD手技の実践」の他に

「リンパ浮腫の診断と保存的療法」

「リンパ浮腫に対するさまざまな治療法」

「リンパ浮腫治療に於ける各分野の医師の取り組み」

の3つをテーマにした教育講演があり、続いて会員発表も行なわれ、盛会の内に閉会しました。

※推進協第3回会合が東京で※

推進協の今年度第3回会合が9月20日、東京、四谷の全鍼師会会館で開かれ、日盲連（竹下会長、同あはき協・小川会長・須藤委員）、日マ会（時任会長・鈴木理事・笹原理事）などの加盟団体を代表する委員が出席しました。

席上報告・協議された主な内容は、

①鍼灸マッサージを考える国会議員の会で

a. 無資格違法類似行為業者取締強化

b. 患者が自己負担金のみで保険施術を受けられる制度

等、鍼灸マッサージ保険推進協議会（以下、「保険推進協」という。）の要望に対し、活発な発言があった。

②鍼灸マッサージを考える国会議員の会の4議員（衛藤、田村、加藤、古川の各議員）による勉強会は既に3回開かれ、一定の成果が上がっている。

③国民生活センターの調査では、無資格者（カイロ、整体等）にも有資格者にも業務上傷害事故は発生している。

危険だからこそ免許制度が必要

一般国民は有資格、無資格の区別がつかない

④社会保障審議会医療保健部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会に、日鍼会、全鍼師会、日盲連、日マ会の4会長がメンバーになった。

⑤理教連を中心に1万7千の署名を集めて運動中の「診療報酬点数表上にマッサージ項目復活と点数増」は衆・参両院とも審議未了。

⑥理教連創立60周年式典は12月23日、筑波大の大塚校舎で開催予定。

⑦刑法で罰するには対象の行為を明確にする。

あはき等法では処罰の対象が不明確

⑧国民生活センター調査への本協議会の対応は杉田、杉山、藤井、時任の四氏が起草し、次回会合に提案する。

等でした。

又、日盲連あはき協と日マ会が③の国民生活センターの調査内容に関連するマスコミの取り上げ方などについて、詳細に検討していく模様。

※推進協第4回会合が東京で※

東京・四谷の全鍼師会会館で開かれ、日盲連（竹下会長、同あはき協・小川会長・須藤委員）、日マ会（時任会長・鈴木理事・笹原理事）などの加盟団体を代表する委員が出席しました。

席上報告・協議された主な内容は、

（1）緊急要請行動として（ア）国民生活センターが明らかにした「手技療法による健康被害の実態」については、同センターに対し「無資格違法類似業者と国家免許取得者とを俊別して統計すべきこと」を申し入れる（イ）警察庁長官に「逐次『マッサージに相当するか否か』を厚労省に問い合わせること無く取り締まるよう」要望する（ウ）厚労省に対しあはき法第1条、第7条、第12条の趣旨を明らかにするよう交渉する、を決定（2）（1）について具体的行動の企画は杉田、杉山誠一（学校協会会長）、藤井亮輔（理教連

会長)、時任の4氏にゆだねる(3)鍼灸マッサージ療養費単価改訂については目下、あはき専門委員会で協議中である。(4)「診療報酬点数表上にマッサージ項目復活と点数増」については、繰り返し署名活動と国会請願を行なう予定、などの山積する課題を討議した。次会会合は平成25年2月8日(金)の予定。(日盲連)

資質向上に関わる情報について

※平成24年度「認定訪問マッサージ講習会」※

(1) 平成24年度講習受講申請状況について

- ・100名以上の応募者があり、
実技講習会は東京会場が68名、大阪会場が32名
- ・日マ会からの受講参加者は14名

(2) 平成25年度開催について

暫定として、次の内容に基づき実施の方向ですすめていく。

①基礎講習：平成25年11月23日(土)、24日(日)

会場：東京医療福祉専門学校

②実技講義：平成26年2月中

会場：東京(東京医療福祉専門学校)、大阪(森ノ宮医療大学)を予定。(打診中)

※三療研修会開催報告及び今後の予定※

(1) 中央三療研修会開催報告

平成24年8月26日(日) 10:00~15:30

日本盲人福祉センター 2階 研修室

- ・10:00~12:15 (3単位「運動器疾患のリハビリテーション」)

講師：理学療法士 讓矢正二先生

- ・ 13:15～15:30 (3単位)「腰痛の原因・症状と鍼灸手技療法」
講師：筑波技術大学助教 近藤 宏先生
- ・ 参加者：52名

(2) 中国地域三療研修会開催報告

岡山県マッサージ師会主催、日マ会並びに、日盲連共催の中国ブロック三療研修会が9月29日、30日の両日、岡山市中区古京町の三光荘を会場に、中国地区各県から約50名が参加して開かれました。

第1日目 29日の代表者会議では、玄場日マ会副会長（岡山県マ会会長）による日マ会の現状報告の後、各県提案・意見の討議などを熱心に行ないました。

第2日目 30日は、和歌山県立和歌山盲学校元校長の宮本克二先生による「肩こりの基礎と臨床」の講演と実技指導が行なわれましたが、特に、実技では、先生自ら参加者全員に模範施術を施して、一同は感激しました。

最後に参加者に6単位の受講修了証が授与され、全日程を終了しました。

代表者会議で各県から出された主な議案は

- ① 日マ会と日盲連あはき協が協議し、日マ会の組織率の拡大と業団として立ち行く方向性を打ち出していきたい。
- ② 地域団体は入会会員が少なく運営が難しいところから、日マ会本部がアンケートを行ない、その実態把握に努めていきたい。
- ③ 「いやし」と標榜すれば無資格でもあん摩術同様の施術を行なうことが可能であり、このような違法行為を排除する方策を講じていきたい。
- ④ 中国ブロックとしては今後も学術研修会を毎年継続することの確認等でありました。

(3) 九州地域（九盲連）三療研修会開催報告

第25回九盲連三療研修会が9月29、30の両日、九州盲人会連合会と鹿児島県視覚障害者団体連合会の主催により、鹿児島市の「ホテルパレスイン鹿児島」を会場に、九州各地から会員57名が参加して開かれました。

▽講演1では日本盲人会連合あはき協の小川会長から「中央情勢報告」と題して視覚障害者を取り巻くあはき業界の現状について講演

▽講演2では鹿児島市内で治療院を営む全盲の永井直氏が

「鍼灸と私」と題して開業までの苦難の体験談を中心に語り、

▽講演3では鹿児島市内の開業医、神田隆弘氏が

「男性と女性の特徴の違いを脳の構造から」の演題により分析、ユニークな講演を行ないました。

いずれも興味深い話題で、参加者一同、有意義な時間を過ごすことができました。

次回の研修会は宮崎県で開催予定

(4) 四国地域三療研修会開催予定

平成25年1月26日(土)・27日(日) 剣山ホテル(徳島市

南内町2丁目11番)にて開催

第1日目 講演1: 13:20~14:20

演題: 中央における日マの現状と今後の課題

講師: (社)日本あん摩マッサージ指圧師会

会長 時任基清氏

協議会: 14:30~16:30

①各県師会の現況報告②各県提出議題の審議

第2日目 演題・講師ともに未定

決定しだいホームページでご紹介いたします。

署名活動のお願い

※マッサージ診療報酬適正化推進連絡会※

第2回署名・請願活動のお願い

第1期集約：平成24年12月末

第2期集約：平成25年3月末

第3期集約：平成25年5月末

署名の集約は、団体ごとに実施し、上記期日までに「理教連」あてに提出する。



主務官庁関連情報

国家公務員の再就職に関する3つの掟

厚労省からのパンフレットで、周知徹底を願う文書です

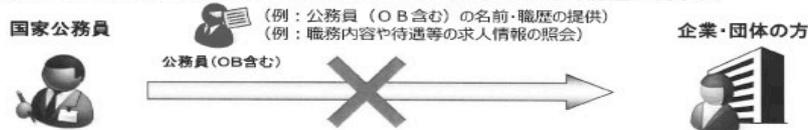
企業・団体の方向け

国家公務員の再就職に関する **3** つの掟

- ◆ 国家公務員（OB含む）には、再就職に関する**3つのルール**があります。
- ◆ このような行為を実際に受けたり、見聞きした場合には、裏面窓口まで御一報ください。

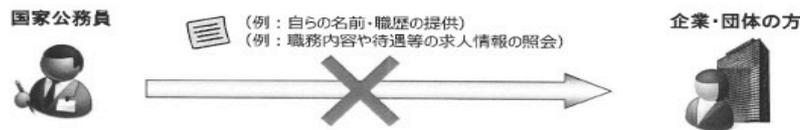
1 国家公務員（OB含む）の再就職をあっせんすることはできません。

※ 一部例外あり
! 国家公務員（OB含む）の再就職あっせんは、違法行為に当たる可能性があります。



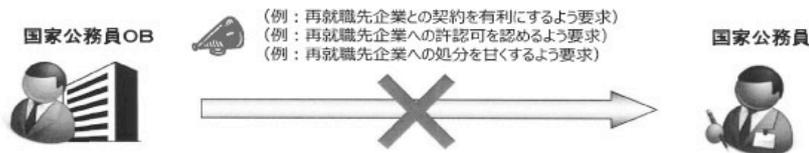
2 現在のポストと利害関係のある企業等への求職活動はできません。

※ 一部例外あり
! あなたの企業等と利害関係のある国家公務員からの求職照会は、違法行為に当たる可能性があります。



3 企業等に再就職した公務員OBは、
契約や処分に関して元の職場に働きかけることはできません。

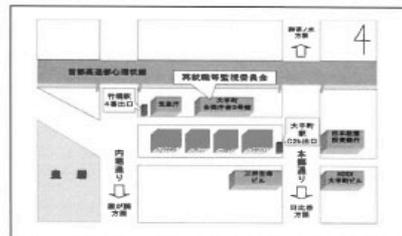
※ 一部例外あり
! あなたの企業等に在籍する国家公務員OBによる元職場への便宜要求は、違法行為に当たる可能性があります。



<違反情報の提供、制度に関する問い合わせ先>

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan **再就職等監視委員会事務局**

所在地：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3
電話：03-6268-7660~7668（直通）
FAX：03-6268-7659
URL：http://www5.cao.go.jp/kanshi/jouhou.html





編集後記

従来「日マ新報」は1月1日号と7月1日号の原則、年2回発行でしたが、今後、団体の公益性に鑑み、1月、4月、7月、10月の年4回の発行により、読み応えのある、面白い編集を心掛け、ホームページ上にも掲載し音声などによる提供も検討しており、各種情報発信を行いたいと考えております。会員の皆様におかれましては、ご意見・情報提供などの投稿をお願いするかも知れません。それぞれ、ご用意頂ければ幸いです。

